

佐賀県情報公開条例及び佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月9日

佐賀県知事 山口祥義

## ◎佐賀県条例第1号

佐賀県情報公開条例及び佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例  
(佐賀県情報公開条例の一部改正)

第1条 佐賀県情報公開条例(昭和62年佐賀県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(公文書の開示義務)</p> <p><b>第6条</b> 実施機関は、前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求したもの（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第2項</u>に規定する<u>特定独立行政法人</u>の役員及び職員を除く。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p><b>第6条</b> 実施機関は、前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求したもの（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第4項</u>に規定する<u>行政執行法人</u>の役員及び職員を除く。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政</p>

改正前	改正後
<p>政法人等をいう。以下同じ。)、地方独立行政法人、土地開発公社等（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項に規定する土地開発公社、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社及び地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。)、第24条第1項に規定する法人等及び第25条第1項に規定する公の施設の管理を行う法人等の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>才 略 (3)～(9) 略</p>	<p>法人等をいう。以下同じ。)、地方独立行政法人、土地開発公社等（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項に規定する土地開発公社、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社及び地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。)、第24条第1項に規定する法人等及び第25条第1項に規定する公の施設の管理を行う法人等の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>才 略 (3)～(9) 略</p>

（佐賀県個人情報保護条例の一部改正）

**第2条** 佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（開示義務）</p> <p><b>第14条</b> 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>（1） 略</p>	<p>（開示義務）</p> <p><b>第14条</b> 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>（1） 略</p>

改正前	改正後
<p>(2) 開示請求者（前条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第18条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。</u>）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社等、第12条第4項に規定する公の施設の管理を行う法人等及び第41条第1項に規定する法人等の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>オ 略</p> <p>(3)～(10) 略</p>	<p>(2) 開示請求者（前条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第18条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。</u>）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社等、第12条第4項に規定する公の施設の管理を行う法人等及び第41条第1項に規定する法人等の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>オ 略</p> <p>(3)～(10) 略</p>

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。